

○会計検査院規則第十一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月十九日

会計検査院長 森田 祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一国立研究開発法人情報通信研究機構の項中「第三条第一項本文」を「第四条第一項本文」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

